

2009年11月18日

行政刷新会議「事業仕分け」に関する意見

社団法人日本芸能実演家団体協議会

今回の事業仕分けのうち、事業番号3-4（独立行政法人日本芸術文化振興会）及び事業番号3-5（芸術家の国際交流、伝統文化子ども教室事業、学校への芸術家派遣、コミュニケーション教育拠点形成事業）について、弊法人として総括的に意見を申し述べる。

記

文化芸術振興基本法および法に基づく「文化芸術の振興に関する基本方針」において、国と地方公共団体の責務は明確に定められており、また文化芸術は社会全体の財産であり、国、地方公共団体、民間が全体で支えるべきとの政府の方針も既に明らかにされている。さらに平成19年2月9日に閣議決定された「第二次基本方針」において重点的に取り組むべき事項として

- 1)文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成
- 2)日本文化の発信及び国際交流の推進
- 3)文化芸術活動の戦略的支援
- 4)地域文化の振興
- 5)子どもの文化芸術活動の充実
- 6)文化財の保存及び活用の充実

を明示していた。

また、鳩山新政権は所信表明演説で文化芸術への社会的な役割の重要性について言及されていた。

それにも拘わらず、これまでの文化政策形成を無にするような議論が、評価軸が何も示されないまま、はじめに削減ありきの前提で事業仕分け作業が進められた。その仕分け結果を政権としてそのまま採択することは、政権誕生以来の流れに逆行するものである。国家的な観点から再考を促すとともに、新政権として具体的な文化芸術政策ビジョンを速やかに明確に示して頂きたい。

私どもは、以下の点で今回の議論は妥当なものとは言えないと考える。

1. 芸術活動について市場経済だけで成立させるべきと言った、世界通念からも非常識な議論がなされており、芸術の公共性について認識が欠如している。

1. 芸術活動は国ではなく、地方公共団体で実施すべきとの認識が多くを占めたが、芸術、とりわけ生の実演芸術の全国的な成立構造についての基本認識を以下の点で欠くものである。

- ・専門的な芸術家、芸術団体が極端に東京圏に集中していること
- ・そのため芸術活動も東京圏に集中しており、国民の芸術参加機会には大きな格差があること
- ・行財政改革、市町村合併、指定管理者制度の導入などの結果、地方公共団体のほとんどがまず文化芸術予算を削減したこと
- ・芸術についての支援は、国か、地方公共団体か、民間か、と分断的に行われるべきではなく、国も、地方公共団体も、民間も、多元的に重層的に関与すべきとの認識がないこと
- ・付け加えるならば、欧米諸国、アジア主要国で国が文化芸術に関与しない国は無いと言っても過言ではない。現状の日本の支援構造は、さらなる見直し充実が必要であるが、日本の文化的な歴史、国土の広さや地域の人口規模などから形成されてきた日本モデルと言えるものである。

1. 芸術活動の社会的な意義、役割を考えた場合、その活動の自主性、自律性、専門性は欠くことの出来ない点であり、行政は、専門家を擁する機関を設置して事業実施するか、民間の文化芸術組織に委託ないし補助金交付で実施することが世界的な通例である。国はこの基本原則を確認し、政治と専門家・専門機関との関係を崩すような決定は、経済効率優先の弊害から、芸術の質の低下を招き、国際社会における日本の文化芸術のプレゼンス低下を招くことになることを危惧を禁じ得ない。

施策の成果評価が成されていないことを短絡的な理由で一律に廃止・削減を実施することは、日本における文化芸術活動の停滞を招く恐れがあり、拙速であると言わざるを得ない。新政権の文化芸術政策ビジョンを提示し、それに基づく新施策の実施による変化を待つべきである。

以上